



やまなか み え こ
山中美恵子

町の総合事業（介護予防）に対する取り組みは？

認定申請の抑制とならないよう努めます

〔福祉課長〕

質問 改正された介護保険の対象は、介護度が3以上の人と貧困者中心になり、基本的には介護度1・2の人は入居するのが大変難しくなっています。要支援については、サービスの一部を町村独自の介護予防、日常生活支援総合事業で2017年3月末までに移行することになっています。

従来では、誰でも要介護認定の申請ができましたが、市町村の総合事業に移行すると、それが難しくなり要支援の人々の要介護申請がしにくいという状況だと思いますが、当町の考え方を聞かしてください。

回答 要支援1・2の方は、従来の保険給付から、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」サービスへ移行していきます。

総合事業の一つ目は、介護予防・生活支援サービス事業で、介護保険では対象外の、多様な生活支援や外出支援、見守り支援などの実施を検討しています。また、認知症の方を地域ぐるみで見守る取り組みを進めています。二つ目の一般介護予防事業は、65歳以上が

対象となっており、誰もが参加できる健康教室を3カ所で開催して一層の充実を図っています。

総合事業への移行後の申請手続きは、いつでも申請可能で、認定申請の抑制とならないよう、制度内容や利用手続きの周知徹底を図ります。



介護予防教室の様子

質問

庁舎の耐震診断は？

今後、庁舎の耐震診断を行います

〔町長〕

質問

町の旧庁舎は、築46年が経過しており、耐震構造にはなっていないと思われ

ます。耐震診断はされていますか。もし、

されているのなら、その結果はどうですか。地震が発生したときに、

損壊した庁舎では、事務的な機能が麻痺して

いては、町民が戸惑います。そのことについて

どうお考えか町長に尋ねします。

回答 役場庁舎の耐震診断は行っていない

ませんが、旧庁舎は耐震基準を満たしていないものと考えます。

役場庁舎が被災し、使用不能のときは、1

番目にハートピア安八、2番目に中央公民館に災害対策本部を設置します。

罹災証明などの事務手続きの継続は、専用のインターネット回線を使用して、被災して

いないパソコンを使用できるという融通性が確保されています。また、重要なデータの記録装置は、役場内に置くことなく、事業者が専用の施設で管理してバックアップ体制がとられています。

今後、庁舎の耐震診断を行い、診断結果を踏まえた防災対策の見直しを進めます。